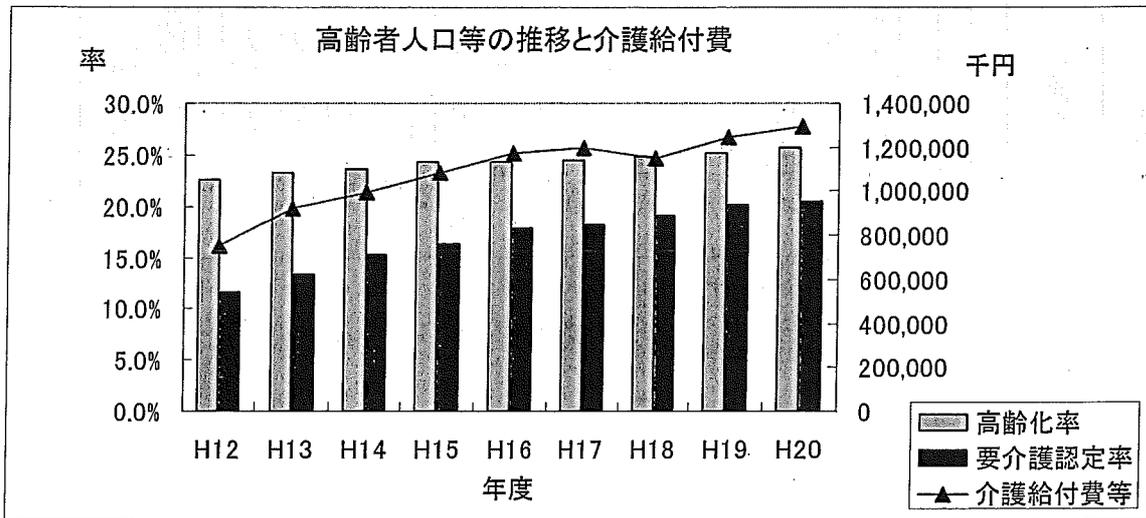


北栄町の介護保険制度

1 北栄町の現状

平成12年4月から始まった介護保険制度は、介護の不安に応える社会制度として着実に定着してきました。半面、急速な高齢化による要介護・要支援認定者（以下、認定者）の増加やそれに伴う介護給付費の増大などさまざまな問題が明らかになってきました。こうした状況を背景に平成18年度に介護予防を重視とする改正が行われました。しかし、北栄町では第4期事業計画でも高齢化率とともに認定率及び介護給付費が増大する見込みです。以下に、北栄町の現状をグラフで表示します。

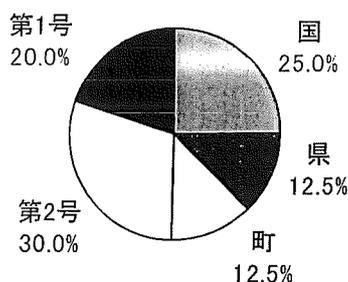


2 介護給付費と保険料

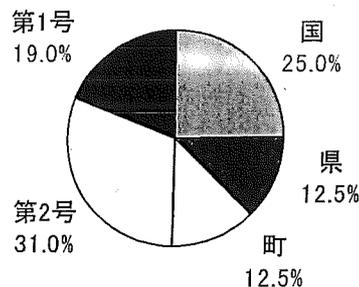
① 介護給付費

介護保険のサービスは、要介護度（要支援1～2・要介護1～5）によって受けられるサービスが違います。要介護度は、病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。介護保険のサービスは1割の利用者負担と9割の介護保険サービス給付費（以下、介護給付費）からなります。介護給付費は、主に、国・県からの交付金や補助金と保険料で構成されています（円グラフ参照）。

第4期介護保険サービス
給付費負担割合



第3期介護保険サービス
給付費負担割合



② 保険料

3年間を通じ財政の均衡を保ちつつ介護保険事業を健全に運営していくためには、事業に要する費用に充てるための第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の保険料(以下「第1号保険料」)を決定し、徴収することになっています。そのため、これまでの実績と現状を踏まえ、介護保険事業計画等策定委員会を中心に、第4期(平成21～23年度)事業計画を策定し、介護保険制度が適正な運営となるよう検討・評価等を行い、第4期に必要な介護保険サービス量を推計し、保険料を設定しました。

その結果、北栄町の第4期介護保険料(基準額)は第3期と比較し458円増となる、4,895円(第3期基準額:4,437円)となりました。この保険料は県内17保険者で高い方から3番目です。(参考 県平均:4,489円・日野町:4,931円・岩美町4,925円・米子市4,761円)。

このことには、次の要因が考えられます。

1) 高齢化率と認定率の関係

平成20年度末の北栄町の高齢化率と認定率は、県内17保険者のうち、高い方からそれぞれ13番目と2番目です。高齢化率が高くないわりに認定率が高いということは、高齢者1人当りの介護給付費の負担が高くなります。

2) 要介護認定者の増加による介護給付費の増加

高齢化率とともに要介護認定率が増加し、介護保険サービス量の増加が見込まれます。

3) 介護従事者の処遇回善による介護報酬の増加

平成21年4月から、介護保険サービスの質の低下を防ぐため、介護従事者の離職等を勘案し、介護報酬が3%程度増加されました。このことに伴い介護給付費が上昇します。ただし、この上昇分の約半分程度は国の交付金で補填されます。

4) 低所得者の方への第1号保険料の負担軽減

国の介護保険料の設定は、所得段階により6段階を基準としていますが、北栄町では低所得者への負担軽減対策として第4段階に課税年金収入金額及び合計所得金額の合計が、80万円以下とそれより多い者とを分ける7段階設定としています。

5) 財政安定化基金の償還

第3期の介護給付費が計画よりも多く、保険料が不足しました。第3期の保険料の基準額は4,437円でしたが、実際は4,700円程度が必要であり、その不足分の補填として財政安定化基金から無利子で借入れを行いました。この借入れの償還の財源は第4期の保険料も含まれています。

3 第4期介護保険事業計画

① 第4期推計

	H21年度	H22年度	H23年度
総人口(A)	16,233 人	16,099 人	15,937 人
第1号被保険者数(B)	4,252 人	4,274 人	4,348 人
認定者数(C)	896 人	912 人	940 人
高齢化率(B/A)	26.2 %	26.5 %	27.3 %
認定率(C/B)	21.1 %	21.3 %	21.6 %
介護給付費総額(千円)	1,265,990	1,295,309	1,319,171

北栄町は上記表のとおり第4期の高齢者・要介護認定者を見込み、それに伴う介護保険サービスを推計し、必要な介護給付費及び保険料を設定しました。現状では、第4期以降も介護給付費が増加し、併せて保険料の増加も見込まれます。

しかし、介護保険制度を適正に運営していくためには、限りある介護保険の財源と介護保険サービスの量を均衡に保つ必要があります。そのため介護給付費の抑制に努めるため、以下の事柄に取り組めます。

② 第4期での取り組み

1) 介護予防事業の推進

北栄町は、平成18年度から地域包括支援センターが主体となり、今後要介護認定になりそうな方（以下、特定高齢者）及び閉じこもりがちや地域で気になる高齢者を把握し、特定健診と連携した生活機能評価、運動教室などの地域支援事業を実施し、併せて特定高齢者の方をはじめとした高齢者宅への訪問・相談等の支援を行っています。

また、広く町民に対し認知症予防講演会など介護予防に対する普及啓発を行っています。

2) 介護給付費適正化事業

鳥取県国民健康保険団体連合会適正化システムの有効活用、個々のケアプランと介護保険サービスが適正であるかといった、介護保険サービス事業所への実地指導、介護保険サービスの利用を記した給付費通知の発送、要介護認定新規申請者の聞き取りと認定調査といった、介護給付費適正化事業の取り組み（介護給付費が適正に使用されているかどうかといった検証）を強化していきます。

今後は、介護予防事業の実施に重点を置き、住民皆様へ介護予防の重要性を周知し、認定者の増加及び介護給付費の増大を抑制するよう努め、10年後の要介護認定率を平成21年度と同じ数値となることを目指します。